



削減推進事業」を実施していることから、貴管下の事業者にあわせて周知されたい。

また、第4版より、昭和52年3月以前に建てられた建物を所有する調査対象事業者リストの作成において、法務局・地方法務局又は市町村税担当課から、建物の登記情報又は登記簿と同一の内容が登録されている家屋課税台帳情報の提供を依頼することにより入手することとしている点、法務省及び総務省とも協議済みであるので申し添える。この点について、市町村税担当課からの情報については、政令市が自らの担当課より当該情報を得るだけでなく、都道府県が管下の市町村税担当課より当該情報の提供を受けることも可能である。都道府県におかれては、貴管下市町村に対してその旨連絡ありたい。

今後、本マニュアルを踏まえ、各都道府県市における掘り起こし調査の定量的な進捗状況について定期的に調査を行うことを予定している。

また、都道府県市が実施する掘り起こし調査を効率化、加速化するために掘り起こし調査においてどのような場所を調査することが有効かということの参考となる「PCB廃棄物等掘り起こし事例集」について、新たに事例を追加した第3版を取りまとめたことから、貴職におかれては、これを適宜参照し、適切に対応されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。